

# RELO

株式会社 リロググループ

第55回 定時株主総会

## 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル本館5階  
「コンコードボールルーム A」

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

郵送またはインターネット等による議決権行使期限



2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分まで

目次	第55回定時株主総会招集ご通知	2
	株主総会参考書類	5
	第1号議案 定款一部変更の件	
	第2号議案 取締役8名選任の件	
	提供書面	
	事業報告	13
	連結計算書類	38
	計算書類	40
	監査報告書	42
	株主通信	50

※株主総会にご出席の皆様へお土産の用意はいたしておりません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※本冊子「第55回 定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染リスクをご考慮のうえ、議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は自粛をご検討ください。

なお、本総会における感染拡大防止の対応に関する詳細は当社ホームページにてご案内しております。

<https://www.relo.jp/>

## 日本の大転換を 側面サポートしていく



代表取締役CEO

中村 謙一  
Kenichi Nakamura

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスに罹患された方、そのご家族の皆様、又、現在も様々な影響を受けておられる皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、先ず、ご報告となりますが、リログループは、2022年3月期、営業利益・税引前利益・当期利益共に、過去最高益を更新し、これにより22円で予定しておりました配当につきましては、29円とする事を決定いたしました。

2022年3月期は、21世紀最大の困難下、人の移動が大きく制限される状況にありましたが、当社・主力事業である福利厚生事業、借上社宅管理事業、海外赴任支援事業、夫々が、企業のテレワークが進む中、増加するアウトソーシングニーズを捉え、会員数や契約社数を増やし、又、賃貸管理事業も、グループ化した企業の成功・失敗事例を共有する共通基盤を整備する事で、M&A後の成長が加速、そして、観光事業も別荘を使う分だけ所有する会員制事業を中心に成長し、黒字化を果たしております。

一方、海外戦略事業は、世界経済が大混乱する中、苦戦を強いられましたが、5月6日、リリースしておりますとおり、当社保有のリロケーションカンパニーBGRSグループと業界最大手の一角である米国SIRVAグループとを統合させることで、アフターコロナにおいて、世界のリロケーションカンパニーNo. 1を目指すというビジョン実現を狙っております。

世界経済は、一進一退を繰り返しながらも、徐々に、その動きを開始しておりますが、この大混乱下、アウトソーシングニーズは世界的に高まり、又、わが国においては、根本的課題である、労働力不足が大きいうねりになって動き始めております。2022年3月期、最高益の更新という結果を与えられた当社は、これら新たな環境下で生ずる新たな課題を大いなる機会と捉え、いち早くソリューションを提供していく事を使命とし、取り組んで参ります。

引き続き、「日本企業の本業以外の業務をサポートし、世界展開を支援する」又、「これらの活動を通じて、日本の大転換を側面サポートしていく」という我が社の使命実現に向け、そして、「グローバル・リロケーションカンパニーNo. 1となり、全世界で企業とその従業員の課題を解決できる世界最大のグループを創る」というビジョン実現に向け、長期的な挑戦を継続していく所存でございますので、今後とも、応援の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

証券コード 8876  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目3番23号  
**株式会社 リログループ**  
代表取締役CEO 中村 謙一

## 第55回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、「議決権行使についてのご案内」(3頁から4頁)のとおり、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2022年6月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル本館5階 「コンコードボールルーム A」
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第55期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第55期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役8名選任の件</p>

以上

### ●インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「投資家情報」に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

### ●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.relo.jp/>)「投資家情報」に掲載いたします。

### ●機関投資家の皆様へ

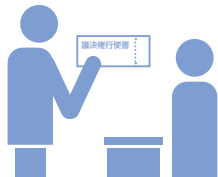
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みされた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

## 議決権行使についてのご案内

**当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。**

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会に当日ご出席される方



**開催日時：2022年6月24日（金曜日）午前10時**

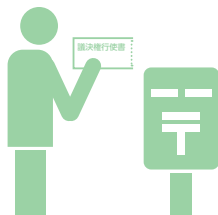
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※本冊子「第55回 定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会に当日ご出席されない方

詳細は次頁をご覧ください

郵送または電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使いただけます。



#### ■ 郵送による議決権の行使

**行使期限：2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

※議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



#### ■ 電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

**行使期限：2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで**

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## 郵送による議決権の行使方法

行使期限：2022年6月23日(木曜日)午後5時30分到着分まで

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使期数 000000000000

株式会社 **リログループ** 明中

私は、2022年6月24日開催の貴社第55回定株主総会(臨時株主総会を含む)における各議案につき、右記「賛否」を下記の通り記入いたします。

2022年 6月 日

各議案につき賛否の表示はされたい場合は、賛否の両方をお示しください。

00000000

株式会社 **リログループ**

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト QRコード

株式会社 **リログループ**

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書前部に賛否をご表示いただき、2022年6月23日午後5時30分までにご到着するように返送ください。
- 「賛」の欄に「○」を、「否」の欄に「○」を記入することにより、議決権行使権を行使することができます。
- 賛のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印を記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで読み取り、貴社総会のウェブサイトからアクセスしてご記入ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト QRコード

株式会社 **リログループ**

※ 05376000000000100030 K1T-0000001#

インターネットと書面併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の返付を必ず確認してください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 否認する場合：「否」の欄に○印

議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

下記インターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」および「パスワード」が記載されています。

## 電磁的方法(インターネット)による議決権の行使方法

行使期限：2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、  
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

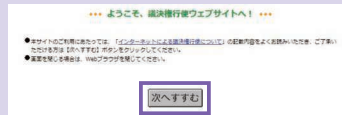


バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

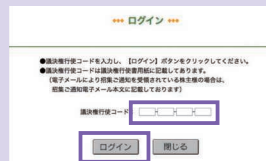
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

### 2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### 三井住友信託銀行株式会社

インターネットによる  
議決権行使について  
その他のご照会

証券代行ウェブサポート ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

証券代行事務センター ☎ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>(附則)</u>  1. 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。  2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。  3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位・担当	出席回数／取締役会
1	再任 ささだまさのり 佐々田 正 徳 (満76歳)	取締役会長 グループ統括	93% (15回/16回)
2	再任 なかむらけんいち 中 村 謙 一 (満56歳)	代表取締役CEO 総括兼内部監査室担当	100% (16回/16回)
3	再任 かどたやすし 門 田 康 (満55歳)	取締役CFO その他の事業管掌 コーポレートスタッフ部門担当	100% (16回/16回)
4	再任 こしながけんじ 越 永 堅 士 (満52歳)	取締役COO 主力事業管掌 事業開発室担当兼海外事業開発室担当	100% (16回/16回)
5	再任 かわのたけし 河 野 豪 (満47歳)	取締役CIO グループITマネジメント室担当	100% (16回/16回)
6	再任 こやまかつひこ彦 小 山 克 彦 (満57歳)	取締役CHRO 人材開発室兼人事給与ユニット兼総務ユニット担当	100% (16回/16回)
7	再任 おおのぎたかし之 大野木 孝 之 (満69歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (16回/16回)
8	再任 うだがわかずや也 宇田川 和 也 (満70歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (16回/16回)



候補者番号

1

さ さ だ まさ のり  
佐々田 正 徳

1945年6月10日生 (満76歳)

再任



### 略歴

- 1971年 1月 当社入社
- 1978年 7月 当社代表取締役社長
- 2003年 4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者
- 2003年 6月 当社代表取締役会長
- 2009年 6月 当社取締役
- 2012年 4月 当社取締役会長 (現任)  
当社グループ統括 (現任)

### 取締役選任理由

当社グループの創業者で、事業開発や経営に関する豊富な経験・実績・見識を有することはもちろん、当社ビジョンや信条など「リロスピリッツ」を作り上げた人物であります。こうしたことから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

■ 取締役会への出席状況  
93% (15回/16回)

■ 所有する当社の株式数  
668,000株

候補者番号

2

なか むら けん いち  
中 村 謙 一

1966年4月14日生 (満56歳)

再任



### 略歴

- 1989年 4月 当社入社
- 2004年 4月 当社執行役員
- 2009年 6月 当社取締役
- 2010年10月 当社代表取締役社長  
総括兼内部監査室担当 (現任)
- 2022年 4月 当社代表取締役CEO (現任)

### 取締役選任理由

当社の代表取締役CEOとして直近10年以上グループ経営を牽引してきたほか、新規事業の立ち上げにも手腕を発揮しております。豊富な経験・実績・見識を有し、リーダーシップにも優れていることから、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

■ 取締役会への出席状況  
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式数  
1,167,800株

## 株主総会参考書類

候補者番号

3

かど た  
門 田

やすし  
康

1966年11月26日生（満55歳）

再任



### 略歴

- 2000年10月 当社入社
- 2006年 6月 当社取締役
- 2010年 6月 日本ハウズイング株式会社取締役（現任）
- 2015年 4月 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役（現任）
- 2016年 4月 コーポレートスタッフ部門担当（現任）
- 2019年 4月 当社その他の事業管掌（現任）
- 2022年 4月 当社取締役CFO（現任）

### 重要な兼職の状況

日本ハウズイング株式会社取締役、株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役

取締役会への出席状況  
100%（16回/16回）

### 取締役選任理由

財務面を中心に当社の経営管理において豊富な経験・実績・見識を有しており、近年は海外での事業領域の開拓にも貢献しております。こうしたことから、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数  
699,900株

候補者番号

4

こし なが けん じ  
越 永 堅 士

1970年3月12日生（満52歳）

再任



### 略歴

- 1992年 4月 当社入社
- 2001年 8月 株式会社リラックス・コミュニケーションズ（現：株式会社リロクラブ）代表取締役
- 2009年 6月 当社取締役
- 2015年11月 当社事業開発室担当（現任）
- 2017年10月 株式会社リロケーション・ジャパン取締役（現任）
- 2019年 4月 主力事業管掌（現任）
- 2022年 4月 当社取締役COO（現任）
- 2022年 5月 当社海外事業開発室担当（現任）  
株式会社リロパートナーズ取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社リロケーション・ジャパン取締役、株式会社リロパートナーズ取締役

取締役会への出席状況  
100%（16回/16回）

### 取締役選任理由

株式会社リロクラブの社長として同社をグループの基幹企業に育てたほか、近年は主力事業を統括してグループの成長に大いに貢献しております。営業面を中心に、経営に関して豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数  
805,400株

候補者番号

5

かわ  
河野たけし  
豪

1975年3月24日生（満47歳）

再任



### 略歴

- 1997年4月 当社入社
- 2016年4月 株式会社リロクラブ代表取締役
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年4月 当社取締役CIO（現任）  
下記兼職先4社取締役CIO（現任）
- 2019年6月 当社グループITマネジメント室担当（現任）
- 2022年4月 株式会社リロケーション・インターナショナル取締役CIO（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社リロクラブ取締役、株式会社リロケーション・ジャパン取締役、株式会社リロパートナーズ取締役、株式会社リロケーション・インターナショナル取締役

■ 取締役会への出席状況  
100%（16回/16回）

■ 所有する当社の株式数  
173,200株

### 取締役選任理由

株式会社リロクラブの社長を務め、システム投資による福利厚生事業の利益率改善に大きく貢献するなど、経営に関して豊富な経験・実績・見識を有しております。こうした実績から、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

こ  
山 克彦

1965年4月2日生（満57歳）

再任



### 略歴

- 1989年4月 当社入社
- 2002年12月 当社人材開発室室長
- 2005年2月 当社執行役員
- 2013年6月 当社取締役人材開発室兼リスクマネジメント室担当
- 2016年6月 当社常勤監査役
- 2021年6月 当社取締役  
人材開発室兼人事給与ユニット兼総務ユニット担当（現任）
- 2022年4月 当社取締役CHRO（現任）

■ 取締役会への出席状況  
100%（16回/16回）

■ 所有する当社の株式数  
495,800株

### 取締役選任理由

当社の現行の人事・報酬制度を構築するなど、人事業務において豊富な経験・実績・見識を有しており、かつ常勤監査役としての経営監督の立場も経験しております。このような実績から、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

## 株主総会参考書類

候補者番号

7

おの の ぎ  
大野木

たか し  
孝 之

1953年5月26日生（満69歳）

再任

社外取締役

独立役員



### 略歴

- 1987年7月 大野木公認会計士事務所（現：大野木総合会計事務所）代表（現任）
- 1989年7月 株式会社フィナンシャル・マネジメンツ代表取締役（現任）
- 1990年4月 当社社外監査役
- 2015年6月 当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

大野木総合会計事務所代表  
株式会社フィナンシャル・マネジメンツ代表取締役

### 社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

公認会計士・税理士として豊富な経験・実績・見識を有していることに加え、コンサルティング会社代表取締役として長年にわたり会社経営に携わっていることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化において有用な助言が期待でき、かつ経営の重要事項の決定および業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。

同氏には、引き続き社外取締役として、独立した客観的な立場から、会計・税務面を中心とした助言や、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待しております。

取締役会への出席状況  
100%（16回/16回）

所有する当社の株式数  
215,600株

候補者番号

8

うだ がわ  
宇田川

かず や  
和 也

1952年4月7日生（満70歳）

再任

社外取締役

独立役員



### 略歴

- 1994年10月 宇田川和也法律事務所代表（現任）
- 2012年6月 当社社外監査役
- 2017年6月 当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

宇田川和也法律事務所代表

### 社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

弁護士として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化において有用な助言が期待でき、かつ経営の重要事項の決定および業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。

同氏には、引き続き社外取締役として、独立した客観的な立場から、法律面での助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上に貢献することを期待しております。

取締役会への出席状況  
100%（16回/16回）

所有する当社の株式数  
7,600株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 大野木孝之氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終了の時をもって7年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
3. 宇田川和也氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終了の時をもって5年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、大野木孝之氏及び宇田川和也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。大野木孝之氏及び宇田川和也氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、大野木孝之氏及び宇田川和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として継続する予定です。
6. 当社は、現任の取締役及び監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、現任の取締役の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。
7. 当社は、現任の取締役及び監査役各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、現任の取締役各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## ■取締役のスキルマトリクス

現在の当社における地位	氏名	指名・報酬諮問委員会 ◎委員長	取締役候補者の専門性・特徴					
			企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	IT	人事	コンプライアンス
取締役会長	佐々田 正 徳		○	○				
代表取締役CEO	中 村 謙 一	○	○	○				
取締役CFO	門 田 康				○			○
取締役COO	越 永 堅 士		○	○				
取締役CIO	河 野 豪		○	○		○		
取締役CHRO	小 山 克 彦						○	○
取締役(社外)	大野木 孝 之	○	○		○			
取締役(社外)	宇田川 和 也	◎						○

以上

## 1. 当社グループの現況に関する事項

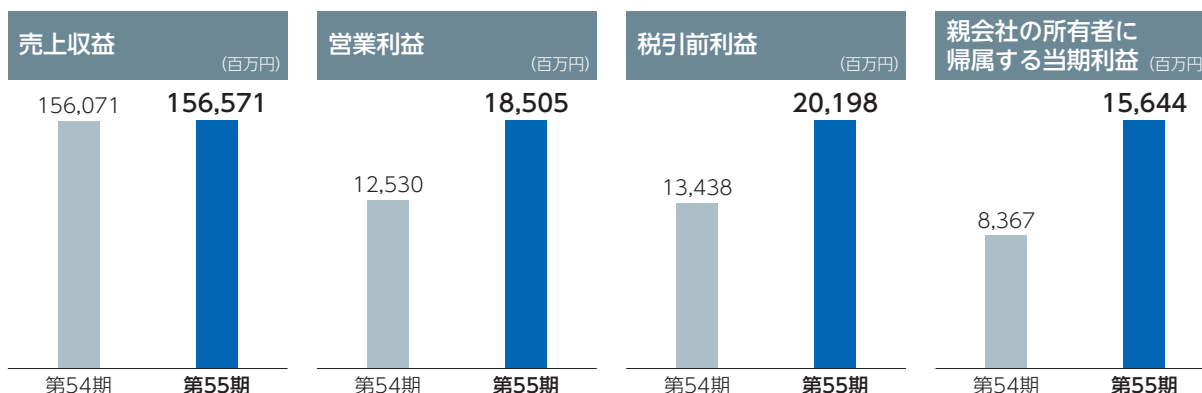
### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、日本企業の海外進出が活発化し、企業のグローバルな競争が激化する環境下において、「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」、「真のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」、また、これらの活動を通じ、「これから始まる日本の大転換になくなくてはならない存在になる」という使命のもと、「グローバル・リロケーションカンパニーNo. 1」というビジョンを掲げております。その実現に向け、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「新第三次オリンピック作戦」においては、国内市場シェアダントツNo. 1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りに取り組んでおります。

当連結会計年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な渡航制限などの影響を受けたものの、借上社宅管理事業における管理戸数や福利厚生事業における会員数などのストック基盤が堅調に積み上がったことなどから、増収増益となりました。

これらの結果、売上収益1,565億71百万円（前期比0.3%増）、営業利益185億5百万円（同47.7%増）、税引前利益201億98百万円（同50.3%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益156億44百万円（同87.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループは、本格的なグローバル展開に向けた経営基盤の強化および財務情報の国際的な比較可能性を高めることを目的として、国際財務報告基準（以下、IFRS）を適用いたしました。そのため、従来の日本基準に対し、当社の財務状況や業績に変動が生じております。



(注) 第55期よりIFRSを適用しており第54期業績数値は当該会計基準を遡及適用し表示・比較をしております。

## リロケーション事業



売上収益 (百万円)		営業利益 (百万円)	
75,856	78,635	9,197	11,762
増減額 2,778	増減率 3.7%	増減額 2,564	増減率 27.9%
第54期	第55期	第54期	第55期

借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、賃貸不動産管理・仲介事業、海外赴任サポート、インバウンドサポート、駐在員規程・処遇コンサルティング、海外現地サポート等

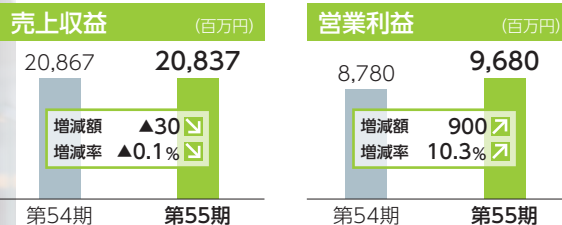
当事業は、借上社宅管理事業、賃貸管理事業、海外赴任支援事業で構成され、国内外で日本企業の人の移動を総合的にサポートしております。借上社宅管理事業においては、借上社宅管理を中心に物件検索等による転居支援、留守宅管理等を手掛け、賃貸管理事業においては、賃貸不動産の管理や仲介等のサービスを展開しております。また、海外赴任支援事業においては日本企業を支援すべく、北米をはじめとした現地において、赴任前から帰任に至るまで、海外赴任サポート等のサービスを展開しております。

当連結会計年度は、借上社宅管理事業や賃貸管理事業の管理戸数が前期を上回り、ストック基盤が堅調に積み上がりました。また、海外赴任支援事業においては海外赴任支援数が前期を上回って推移しました。

これらの結果、売上収益786億35百万円（前期比3.7%増）、営業利益117億62百万円（同27.9%増）となりました。

(注) 第55期よりIFRSを適用しており第54期業績数値は当該会計基準を遡及適用し表示・比較しております。

## 福利厚生事業



福利厚生代行サービス、顧客特典代行サービス、住まいの駆け付けサービス等

当事業は、企業の業務負担とコストを軽減し様々なコンテンツを従業員へ提供する福利厚生代行サービスや、提携企業向けに顧客特典代行サービス等を提供しております。また、住まいの駆け付けサービスを手掛け、顧客会員の生活を総合的にサポートしております。

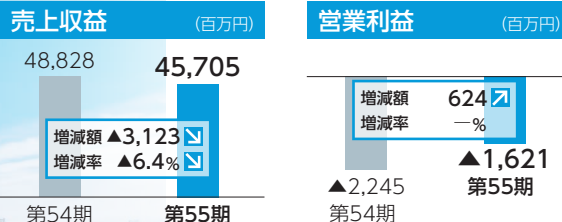
当連結会計年度は、福利厚生代行サービスにおけるチケット類の販売が減少したため減収となりましたが、同サービスにおける会員数や契約社数が増加したことなどから営業利益は前期を上回りました。加えて、住まいの駆け付けサービスも好調に推移しました。

これらの結果、売上収益208億37百万円（前期比0.1%減）、営業利益96億80百万円（同10.3%増）となりました。

（注）第55期よりIFRSを適用しており第54期業績数値は当該会計基準を遡及適用し表示・比較しております。



## 海外戦略事業



グローバル企業に対する赴任管理サービス、海外赴任に関連する各種データの提供等

当事業は、グローバル企業に対する赴任管理サービスや赴任に関連する各種データの提供など、グローバル企業で働く人々の移動を支援するとともに、当社グループが世界の市場にリーチする土台作りに挑んでおります。

当連結会計年度は、BGRSの住宅買取販売事業における住宅販売数が減少したため減収となりましたが、赴任者数が回復し前期より営業損失は減少しました。

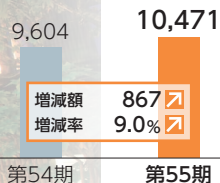
これらの結果、売上収益457億5百万円（前期比6.4%減）、営業損失16億21百万円（前連結会計年度は22億45百万円の営業損失）となりました。

(注) 第55期よりIFRSを適用しており第54期業績数値は当該会計基準を遡及適用し表示・比較をしております。

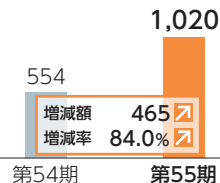
## 観光事業



### 売上収益 (百万円)



### 営業利益 (百万円)



別荘のタイムシェア事業、ホテル運営事業等

当事業は、福利厚生事業の会員基盤や企業の保養所をはじめとした地方の中小型のホテル、旅館の運営ノウハウを活用し、ホテル運営事業と別荘のタイムシェア事業を展開するほか、後継者問題を抱えるホテル、旅館の再生にも取り組んでおります。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が継続しておりますが、ホテル運営事業の新規開業施設による収益貢献に加え、販売関連費用をはじめとした費用削減が奏功したことなどから増収増益となりました。

これらの結果、売上収益104億71百万円（前期比9.0%増）、営業利益10億20百万円（同84.0%増）となりました。

（注）第55期よりIFRSを適用しており第54期業績数値は当該会計基準を遡及適用し表示・比較しております。

## その他の事業

当事業は、主力事業の基盤を活かし金融関連事業等を展開しております。

当連結会計年度は、売上収益9億21百万円（前期比0.9%増）、営業損失1億92百万円（前連結会計年度は2億9百万円の営業損失）となりました。

（注）第55期よりIFRSを適用しており第54期業績数値は当該会計基準を遡及適用し表示・比較しております。

## (2) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、当連結会計年度に株式会社日商ベックス他2社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

## (3) 対処すべき課題

### ① グループ経営資源の活用

当社グループは、これまで企業福利厚生分野の総合アウトソーサーとして、住宅領域とライフサポート領域の双方にまたがるサービスを提供するグループ体制を構築してまいりました。

今後は、当社グループのサービスをご利用いただいている法人・個人の皆様に、当社グループが提供する複数のサービスを相互にご利用いただけるようにクロスセルモデルを確立するとともに、既存事業とシナジーの高い事業領域においては、新たにサービスを拡充することにより、さらなる事業基盤の拡大を図ってまいります。

### ② 新規事業の育成

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、海外赴任サポートサービスなど先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくとともに、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいります。

### ③ 景気変動等への対応

当社グループの主力事業である、借上社宅管理事業、福利厚生事業、賃貸管理事業などは、景気変動による影響は限定的であると考えておりますが、観光事業については、景気変動による個人の消費動向の影響を受け易いため、今後もより効率的な運営体制の構築を図るとともに、魅力ある施設の企画や運営などにも努めてまいります。

### ④ 情報管理体制の強化

当社グループは、多数のお客さまや従業員の個人情報を取り扱っており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティ保護方針及び個人情報基本方針に基づき情報管理を徹底していることに加え、個人情報を多数取り扱う事業会社ではプライバシーマークの認証を取得しておりますが、今後も制度の継続的な運用の見直しや社内教育・研修の実施を継続して行ってまいります。

## 事業報告

### ⑤ 海外展開に向けたグローバル人材育成

当社グループは、日本企業の世界展開の加速に合わせ、海外赴任支援事業や海外戦略事業を拡大してまいりました。また、グローバルカンパニーで働く人々の移動への対応を鑑み、海外のリロケーションカンパニーのM&Aにより、さらなる事業拡大の準備をしてまいりました。今後は世界市場で競争力をもつために必要な人材の採用と育成に取り組んでまいります。

### ⑥ デジタル化の推進

当社グループは、福利厚生事業において大規模なシステム開発を実施し事業の拡大及び利益率の改善を実現してまいりました。他事業でも同様の展開による成長を目論むとともに人手不足への対応を鑑み、さらなるシステム投資を行い、グループ全体のデジタル化推進に取り組んでまいります。

### ⑦ 事業体制強化への対応

当社グループは、企業福利厚生の総合アウトソーサーとして事業継続に向けたBCP（事業継続計画）を定めておりますが、近年増加している天災や感染症拡大等の状況においてもサービスを継続できるように事業体制をより強固にすべく、グループ全社で継続的改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (4) 企業集団の財産及び損益の状況

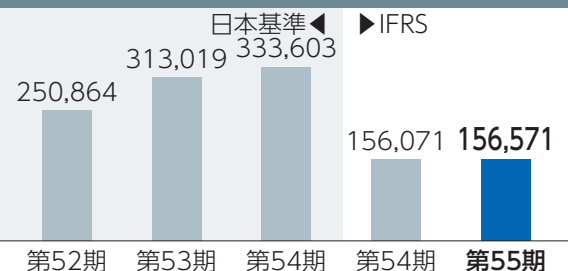
区 分	第 52 期 (2019年3月期)	第 53 期 (2020年3月期)	第 54 期 (2021年3月期)	第 55 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
日本基準				
売 上 高 (百万円)	250,864	313,019	333,603	
経 常 利 益 (百万円)	20,072	20,146	16,129	
税金等調整前 当期純利益 (百万円)	19,076	11,233	15,730	
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	13,005	3,818	9,354	
総 資 産 (百万円)	148,477	228,102	236,259	
純 資 産 (百万円)	54,507	52,150	59,916	
1株当たり当期純利益 (円)	87.20	25.35	61.88	
1株当たり純資産額 (円)	349.82	324.93	374.35	
IFRS				
売 上 収 益 (百万円)			156,071	156,571
税 引 前 利 益 (百万円)			13,438	20,198
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円)			8,367	15,644
資 産 合 計 (百万円)			287,628	301,599
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)			38,506	54,485
基本的1株当たり当期利益 (円)			55.35	102.79
1株当たり 親会社所有者帰属持分 (円)			254.56	356.20

(注) 第55期よりIFRSを適用しております。第54期については、IFRSに組み替えた数値も記載しております。

## 事業報告

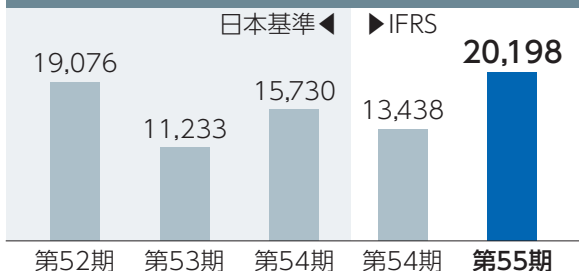
### 売上高/売上収益

(百万円)



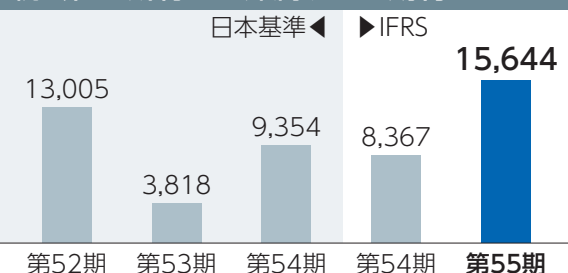
### 税金等調整前当期純利益/ 税引前利益

(百万円)



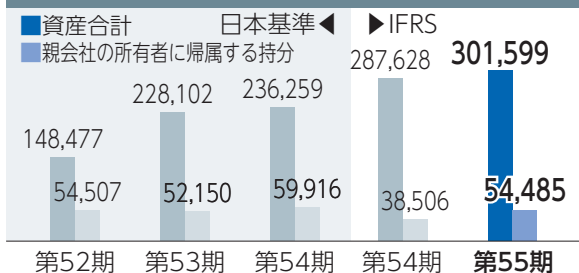
### 親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)



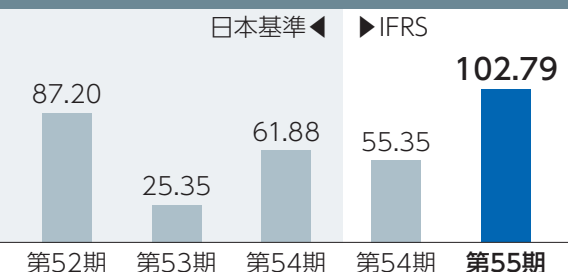
### 総資産・純資産/ 資産合計・親会社の所有者に帰属する持分

(百万円)



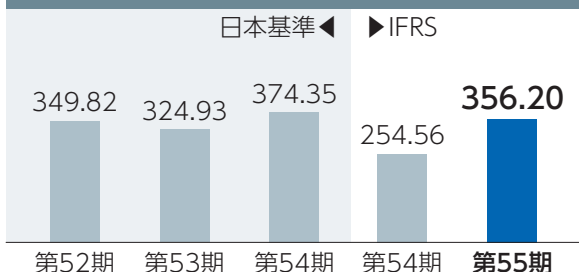
### 1株当たり当期純利益/ 基本的1株当たり当期利益

(円)



### 1株当たり純資産額/ 1株当たり親会社所有者帰属持分

(円)



## (5) 重要な子会社及び関連会社の状況

### ① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
(株)リロケーション・ジャパン	150百万円	100.0%	借上社宅管理アウトソーシングサービス
(株)リロクラブ	150百万円	100.0%	福利厚生代行サービス 顧客特典代行サービス
(株)東都	100百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介
(株)駅前不動産ホールディングス	20百万円	(90.0%)	賃貸不動産管理・仲介の統括
(株)リロパートナーズ	100百万円	100.0%	賃貸管理事業の統括
BGRS Limited	US \$ 495,000,000	100.0%	グローバル企業に対する赴任管理サービス
Relo Redac, Inc.	US \$ 600,000	100.0%	北米における駐在員サポート

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有に係るものであります。

### ② 関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
日本ハウズイング(株)	2,492百万円	33.4%	マンション管理サービス
(株)福利厚生倶楽部中部	50百万円	(49.0%)	福利厚生代行サービス
(株)福利厚生倶楽部中国	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス
(株)福利厚生倶楽部九州	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有に係るものであります。

## (6) 企業集団の主要な拠点 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区新宿四丁目3番23号

### ② 子会社等

会社名	所在地
(株)リロケーション・ジャパン	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
(株)リロクラブ	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
(株)東都	本社 東京都狛江市
(株)駅前不動産ホールディングス	本社 福岡県久留米市
(株)リロパートナーズ	本社 東京都新宿区
BGRS Limited	本社 加国 オンタリオ州
Relo Redac, Inc.	本社 米国 ニューヨーク州

## 事業報告

### (7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
リロケーション事業	1,910名 (1,183名)
福利厚生事業	375名 (196名)
海外戦略事業	1,549名 (15名)
観光事業	294名 (712名)
その他の事業	50名 (11名)
全社(共通)	119名 (18名)
合計	4,297名 (2,135名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
119名 (18名)	39.2歳	6年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

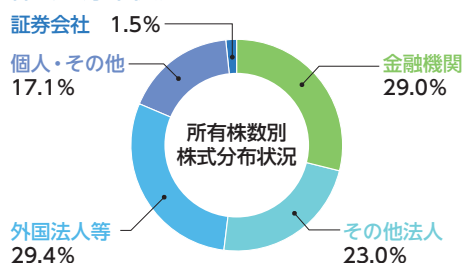
借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,480百万円
株式会社三井住友銀行	13,967百万円
株式会社三菱UFJ銀行	13,346百万円



## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 602,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 153,016,200株  
(自己株式 32,327株を含む)
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株主数 8,994名
- (5) 大株主

### 株式の分布状況



株主名	持株数	持株比率
有限会社ササダ・ファンド	35,000千株	22.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,607千株	14.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,750千株	7.7%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	3,008千株	2.0%
BBH FOR FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY SERIES OVERSEAS FUND	2,740千株	1.8%
リログループ従業員持株会	2,458千株	1.6%
第一生命保険株式会社	2,003千株	1.3%
TAIKI SASADA	1,990千株	1.3%
佐々田有樹	1,984千株	1.3%
FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY OVERSEAS FUND	1,789千株	1.2%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

名称		2017年2月9日取締役会決議による新株予約権 (第12回)		2019年5月23日取締役会決議による新株予約権 (第13回)		2021年6月24日取締役会決議による新株予約権 (第16回)	
新株予約権の払込金額		1個当たり3,800円		1個当たり5,500円		—	
新株予約権の行使価額		1株当たり1円		1株当たり1円		1株当たり1円	
新株予約権の行使期間		2023年7月1日から 2026年3月31日まで		2024年4月1日から 2028年3月31日まで		2031年7月31日から 2033年3月31日まで	
新株予約権の行使条件		(注) 1		(注) 2		(注) 3	
当社役員 の保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	459個	新株予約権の数	70個	新株予約権の数	2,330個
		目的である株式の数	459,000株	目的である株式の数	7,000株	目的である株式の数	233,000株
		保有者数	5名	保有者数	1名	保有者数	5名
	社外取締役	新株予約権の数	10個	新株予約権の数	—	新株予約権の数	50個
		目的である株式の数	10,000株	目的である株式の数	—	目的である株式の数	5,000株
		保有者数	2名	保有者数	—	保有者数	2名
	監査役	新株予約権の数	42個	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	220個
		目的である株式の数	42,000株	目的である株式の数	2,000株	目的である株式の数	22,000株
		保有者数	3名	保有者数	1名	保有者数	4名
名称		2021年8月12日取締役会決議による新株予約権 (第17回)					
新株予約権の払込金額		1個当たり1,200円					
新株予約権の行使価額		1株当たり1円					
新株予約権の行使期間		2026年4月1日から 2030年3月31日まで					
新株予約権の行使条件		(注) 4					
当社役員 の保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—
		目的である株式の数	—	目的である株式の数	—	目的である株式の数	—
		保有者数	—	保有者数	—	保有者数	—
	社外取締役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—
		目的である株式の数	—	目的である株式の数	—	目的である株式の数	—
		保有者数	—	保有者数	—	保有者数	—
	監査役	新株予約権の数	10個	新株予約権の数	10個	新株予約権の数	10個
		目的である株式の数	1,000株	目的である株式の数	1,000株	目的である株式の数	1,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名

## (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称		2021年8月12日取締役会決議による 新株予約権 (第17回)	
新株予約権の払込金額		1個当たり1,200円	
新株予約権の行使価額		1株当たり1円	
新株予約権の行使期間		2026年4月1日から 2030年3月31日まで	
新株予約権の行使条件		(注) 4	
当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計	当社従業員 (当社役員を除く)	新株予約権の数	6名
		目的である株式の数	88個
		交付者数	8,800株
	当社子会社 役員及び従業員	新株予約権の数	207名
目的である株式の数		2,761個	
交付者数		276,100株	

- (注) 1. 新株予約権の行使条件 (2017年2月9日取締役会決議による新株予約権)  
 本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、IFRSの適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、本行使条件における経常利益をIFRSにおける税引前当期純利益と読み替えることとする。  
 本新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び本新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。  
 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役及び監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。  
 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権の行使条件 (2019年5月23日取締役会決議による新株予約権)  
 本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。  
 本新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び本新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。  
 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。  
 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。
3. 新株予約権の行使条件 (2021年6月24日取締役会決議による新株予約権)  
 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

## 事業報告

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

#### 4. 新株予約権の行使条件（2021年8月12日取締役会決議による新株予約権）

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2025年3月期の連結損益計算書における税引前利益が355億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2022年3月31日現在)

#### 2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2020年12月17日発行)

決議年月日	2020年12月1日
新株予約権の数(個)	2,300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,742,890(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,411(注)3
新株予約権の行使期間	2020年12月31日~2027年12月3日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,411 資本組入額 1,706(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債を構成する本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	23,000(注)1

- (注) 1. 2,300個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額(23,000百万円)を10,000,000円で除した個数の合計数。なお、新株予約権付社債の残高には額面金額を記載している。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. (1) 転換価額は、当初3,411円とする。
- (2) 転換価額は、新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む)・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)等の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む)、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

## 事業報告

4. 2020年12月31日（同日を含む。）から2027年12月3日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
- 但し、(i)本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項、クリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスウィーズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii)新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iii)期限の利益の喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。
- 但し、上記いずれの場合も、2027年12月3日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. (1) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。
- また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。
- 本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による繰上償還の条項に記載の証明書を交付する場合、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(注)6(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。
- ① 新株予約権の数  
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(注)3(2)と同様の調整に服する。
    - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組

織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日又は上記(注)6(1)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(注)4に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(注)6(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々田 正 徳	グループ統括
代表取締役社長	中 村 謙 一	総括兼内部監査室担当
専務取締役	門 田 康	海外戦略事業管掌 その他の事業管掌 コーポレートスタッフ部門担当 日本ハウズイング株式会社取締役 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役
常務取締役	越 永 堅 士	主力事業管掌 事業開発室担当 株式会社リロケーション・ジャパン取締役
取締役CIO	河 野 豪	グループITマネジメント室担当 株式会社リロクラブ取締役 株式会社リロケーション・ジャパン取締役 株式会社リロパートナーズ取締役 株式会社リロ・エクセル インターナショナル取締役
取締役	小 山 克 彦	人材開発室兼人事給与ユニット兼総務ユニット担当
取締役	<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black;">社外</span> <span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black;">独立</span> 大野木 孝 之	大野木総合会計事務所代表 株式会社フィナンシャル・マネジメンツ代表取締役
取締役	<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black;">社外</span> <span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black;">独立</span> 宇田川 和 也	宇田川和也法律事務所代表
常勤監査役	久保谷 美智夫	—
常勤監査役	岩 井 雅 之	—
監査役	<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black;">社外</span> <span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black;">独立</span> 櫻 井 政 夫	櫻井公認会計士事務所代表
監査役	<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black;">社外</span> <span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black;">独立</span> 大 毅	大総合法律事務所代表 株式会社スリー・ディー・マトリックス社外監査役

- (注) 1. 取締役 大野木孝之氏、宇田川和也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 櫻井政夫氏、大毅氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 櫻井政夫氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 小山克彦氏は、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会にて監査役を辞任により退任し、取締役に就任しております。
6. 岩井雅之氏は、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会にて監査役に就任しております。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役および各監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないと



きは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

8. 当事業年度末日後の取締役の地位の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
中村 謙一	代表取締役CEO	代表取締役社長	2022年4月1日
門田 康	取締役CFO	専務取締役	2022年4月1日
越永 堅士	取締役COO	常務取締役	2022年4月1日
小山 克彦	取締役CHRO	取締役	2022年4月1日

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額		
		金銭報酬	非金銭報酬	合計
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	257百万円 (12)	31百万円 (0)	288百万円 (13)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2)	35百万円 (8)	2百万円 (0)	38百万円 (9)
合計	13名	292百万円	34百万円	326百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額400百万円以内(うち、社外取締役年額200百万円以内)と決議されております(従業員兼務取締役の従業員給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 当社の取締役および監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額および内容については、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会において、当社取締役の当社グループの長期的な企業価値向上に対する意識や士気を高め、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めるため、金銭報酬とは別枠にて、取締役については年間2,500個(うち社外取締役に對して100個)、監査役に対して年間250個を上限としてストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)であり、監査役の員数は4名です。
5. 非金銭報酬の額は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。
6. 上記の監査役の支給人員には、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

## (3) 取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社の取締役の報酬は、月例の固定金銭報酬及び中期経営計画の開始等に合わせて発行される非金銭報酬(株式報酬型ストック・オプション)から構成しております。金銭報酬と非金銭報酬の割合については、株式報酬型ストック・オプションが中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的としていることを踏まえ適切に決定いたします。

また、個別の取締役に付与する報酬の額又は数は、各取締役の担当職務及び業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することとし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、取締役会長佐々田正徳(グループ統括)及び代表取締役社長中村謙一(統括兼内部監査室担当)に決定を一任します。委任の理由としては、当社グループ全体の業績や各取締役の貢献度等を適切に評価するには、取締役会長及び代表取締役社長の協議によることが最

## 事業報告

も適すると判断するためです。

取締役会会長及び代表取締役社長の決定した各取締役の報酬額に関しては、代表取締役社長及び社外取締役の3名以上で構成する指名・報酬諮問委員会において、決定額の公平性・客観性を検討しており、必要に応じて、同委員会の構成員である社外取締役から取締役会長及び代表取締役社長への助言・指導を行うとともに、取締役会長及び代表取締役社長の決定した方針について当社取締役会に対して行う報告を行っていることから、取締役会としては、当事業年度に係る報酬等の内容は取締役会で決定された報酬決定の方針に沿うものと判断しております。

#### (4) 補償契約の内容の概要

##### ① 当該役員の氏名

佐々田正徳、中村謙一、門田康、越永堅士、河野豪、小山克彦、大野木孝之、宇田川和也、久保谷美智夫、岩井雅之、櫻井政夫、大毅

##### ② 補償契約の内容

本契約は、当社が優秀な人材を確保するとともに、当社の取締役がその職務の執行に伴い損害賠償責任等を負うことを過度に恐れ、職務の執行が委縮することを防止するため、当社が被補償者に対し、その職務の執行に伴い生じた費用又は損失の全部又は一部を補償することを目的とする。

#### (5) D&O契約内容の概要

##### ① 保険の対象となる範囲

- ・役員等（子会社を含む）
- ・管理職従業員
- ・役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員から不当労働行為等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員

##### ② 保険契約の内容

- (イ) 被保険者が実質的に保険料を負担している場合はその負担割合  
当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。
- (ロ) 補償対象となる保険事故の概要
  - ・訴訟費用、弁護士費用など（株主代表訴訟についての費用を含む）
  - ・第三者に対する損害賠償訴訟に関する賠償金
  - ・株主代表訴訟における損害賠償金
- (ハ) 職務執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じている場合は、その内容  
通常の職務執行において、適正性が担保されていると考えておりますので、本保険契約において特段の措置は講ずることを想定しておりません。

## 事業報告

### (6) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼 職 先	当該兼職先との関係
取締役	大野木 孝之	大野木総合会計事務所代表 株式会社フィナンシャル・マネジメンツ代表取締役	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役	宇田川 和也	宇田川和也法律事務所代表	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。
監査役	櫻井 政夫	櫻井公認会計士事務所代表	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。
監査役	大 毅	大総合法律事務所代表 株式会社スリー・ディー・マトリックス社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引 その他の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### (イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会 (16回開催)		監査役会 (16回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	大野木 孝之	16回	100%	－回	－%
取締役	宇田川 和也	16回	100%	－回	－%
監査役	櫻井 政夫	16回	100%	16回	100%
監査役	大 毅	15回	93%	15回	93%

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

##### (ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 大野木孝之氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

取締役 宇田川和也氏は、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を行っておりません。

監査役 櫻井政夫氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

監査役 大毅氏は、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

##### (ハ) 社外取締役へ期待する役割に関する活動状況

大野木孝之氏は、公認会計士・税理士としての経験・見識を活かし、諸事案に対し行った指摘・助言の一例として、M&Aにおける対象会社の業績等の評価、会計処理及び株式報酬制度における税務対応に関する指摘・助言などを行い、適切な会計処理と税務リスクを回避した譲渡契約の締結に貢献するとともに、取締役の業務執行の監督を行いました。

宇田川和也氏は、弁護士の経験・見識を活かし、諸事案に対し行った指摘・助言の一例として、M&Aにおける法令等対応への指摘・助言などを行い、適切な契約の締結及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献するとともに、取締役の業務執行の監督を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	145百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	151百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 一部の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、その対価を支払っております。

- ・IFRSに関するアドバイザリー業務

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.relo.jp/>) の「投資家情報」に掲載しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、30%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。加えて、一過性の特殊要因による影響を必要に応じて調整することで、安定的な利益還元を図ってまいります。

以上の方針に基づき、2022年3月期の期末配当金は、1株当たり29円といたします。

今後も、継続的な成長を実現するための投資や財務体質の強化といった観点とのバランスを図りながら、利益還元を進めてまいります。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	期別 (ご参考) 第54期 2021年3月31日現在	第55期 2022年3月31日現在
<b>資産</b>		
<b>流動資産</b>	<b>154,620</b>	<b>161,439</b>
現金及び現金同等物	49,208	44,439
営業債権及びその他の債権	87,410	98,154
棚卸資産	5,301	5,613
その他の金融資産	6,533	5,758
その他の流動資産	6,167	6,218
(小計)	154,620	160,184
売却目的で保有する資産	—	1,254
<b>非流動資産</b>	<b>133,008</b>	<b>140,160</b>
有形固定資産	22,524	14,502
使用権資産	19,803	18,459
のれん	15,373	17,467
無形資産	18,292	20,386
投資不動産	9,584	18,365
持分法で会計処理されている投資	13,352	14,618
その他の金融資産	18,485	20,011
繰延税金資産	14,772	15,637
その他の非流動資産	818	713
<b>資産合計</b>	<b>287,628</b>	<b>301,599</b>

科目	期別 (ご参考) 第54期 2021年3月31日現在	第55期 2022年3月31日現在
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>	<b>114,670</b>	<b>118,742</b>
営業債務及びその他の債務	11,601	16,779
社債及び借入金	25,271	19,722
リース負債	41,311	43,383
未払法人所得税	3,097	2,896
契約負債	6,721	6,940
その他の金融負債	17,695	19,415
引当金	297	330
その他の流動負債	8,675	9,273
<b>非流動負債</b>	<b>134,520</b>	<b>127,714</b>
社債及び借入金	78,043	70,702
リース負債	17,053	15,287
契約負債	20,281	19,681
その他の金融負債	7,972	8,292
引当金	6,829	7,260
繰延税金負債	3,451	5,853
その他の非流動負債	888	636
<b>負債合計</b>	<b>249,191</b>	<b>246,457</b>
<b>資本</b>		
<b>親会社の所有者に 帰属する持分合計</b>	<b>38,506</b>	<b>54,485</b>
資本金	2,667	2,667
資本剰余金	428	—
利益剰余金	30,886	41,570
自己株式	△3,250	△57
その他の資本の構成要素	7,775	10,304
<b>非支配持分</b>	<b>△69</b>	<b>657</b>
<b>資本合計</b>	<b>38,437</b>	<b>55,142</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>287,628</b>	<b>301,599</b>

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 第54期(2021年3月31日現在)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

## 連結計算書類

### 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	(ご参考) 第54期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第55期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上収益	156,071	156,571
売上原価	95,095	90,298
売上総利益	60,975	66,273
販売費及び一般管理費	49,357	51,634
その他の収益	2,280	4,628
その他の費用	1,367	761
営業利益	12,530	18,505
金融収益	144	64
金融費用	1,849	796
持分法による投資損益	2,613	2,424
税引前利益	13,438	20,198
法人所得税費用	5,089	4,090
当期利益	8,348	16,107
当期利益の帰属		
親会社の所有者	8,367	15,644
非支配持分	△19	462
当期利益	8,348	16,107

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第54期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別	(ご参考) 第54期 2021年3月31日現在	第55期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>		<b>44,263</b>	<b>34,801</b>
現金及び預金		9,760	3,474
関係会社売掛金		2,321	5,197
関係会社短期貸付金		29,893	23,792
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金		585	590
その他		1,702	1,745
<b>固定資産</b>		<b>88,743</b>	<b>95,335</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>96</b>	<b>107</b>
建物		57	64
工具、器具及び備品		21	34
リース資産		16	8
<b>無形固定資産</b>		<b>226</b>	<b>191</b>
ソフトウェア		204	169
その他		22	22
<b>投資その他の資産</b>		<b>88,421</b>	<b>95,035</b>
投資有価証券		10	10
関係会社株式		74,662	75,112
関係会社長期貸付金		13,066	19,042
繰延税金資産		146	-
その他		535	870
<b>繰延資産</b>		<b>52</b>	<b>44</b>
社債発行費		52	44
<b>資産合計</b>		<b>133,059</b>	<b>130,181</b>

科目	期別	(ご参考) 第54期 2021年3月31日現在	第55期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>		<b>37,790</b>	<b>30,707</b>
関係会社買掛金		272	351
短期借入金		9,823	2,208
1年内返済予定の長期借入金		11,532	12,440
未払金		174	128
未払法人税等		114	7
関係会社預り金		15,608	15,439
賞与引当金		44	47
その他		220	84
<b>固定負債</b>		<b>69,253</b>	<b>64,750</b>
転換社債型新株予約権付社債		24,752	24,489
長期借入金		44,476	37,853
繰延税金負債		-	2,407
その他		25	-
<b>負債合計</b>		<b>107,044</b>	<b>95,457</b>
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>		<b>25,741</b>	<b>34,611</b>
<b>資本金</b>		<b>2,667</b>	<b>2,667</b>
<b>資本剰余金</b>		<b>2,859</b>	<b>3,493</b>
資本準備金		2,859	2,860
その他資本剰余金		-	633
<b>利益剰余金</b>		<b>23,464</b>	<b>28,507</b>
利益準備金		38	38
その他利益剰余金		23,426	28,469
繰越利益剰余金		23,426	28,469
<b>自己株式</b>		<b>△3,250</b>	<b>△57</b>
<b>評価・換算差額等</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
その他有価証券評価差額金		0	0
<b>新株予約権</b>		<b>273</b>	<b>112</b>
<b>純資産合計</b>		<b>26,015</b>	<b>34,723</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>133,059</b>	<b>130,181</b>

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第54期(2021年3月31日現在)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

## 計算書類

### 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第55期	
	(ご参考) 第54期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
<b>売上高</b>	<b>11,608</b>	<b>12,129</b>	
関係会社受取配当金	8,120	8,443	
その他の事業売上高	3,488	3,685	
<b>売上原価</b>	<b>2,137</b>	<b>2,232</b>	
その他の事業売上原価	2,137	2,232	
<b>売上総利益</b>	<b>9,470</b>	<b>9,896</b>	
販売費及び一般管理費	714	717	
<b>営業利益</b>	<b>8,756</b>	<b>9,178</b>	
<b>営業外収益</b>	<b>1,284</b>	<b>946</b>	
受取利息	679	262	
関係会社受取利息	504	583	
為替差益	12	10	
その他	88	89	
<b>営業外費用</b>	<b>316</b>	<b>281</b>	
支払利息	268	272	
関係会社支払利息	1	0	
社債発行費償却	18	7	
その他	28	0	
<b>経常利益</b>	<b>9,724</b>	<b>9,844</b>	
<b>特別利益</b>	<b>1</b>	<b>388</b>	
新株予約権戻入益	—	388	
その他	1	—	
<b>特別損失</b>	<b>1</b>	<b>118</b>	
ESOP信託終了損	—	117	
その他	1	1	
<b>税引前当期純利益</b>	<b>9,724</b>	<b>10,114</b>	
法人税、住民税及び事業税	368	△362	
法人税等調整額	371	739	2,553
<b>当期純利益</b>	<b>8,985</b>	<b>7,922</b>	

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第54期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社リログループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫	延	生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬	渕	直 樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リログループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社リログループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月6日開催の取締役会において、SIRVAグループ（SIRVA Holdings,Inc.とそのグループ会社の総称）を所有するGlobal Relocation and Moving Services,LP（以下、「GRMS」という）と以下について合意することを決議し、同日に合意成立した。

- ・会社が所有するBGRSグループ（BGRS,LLC、BRPS LLC及びBRER SERVICES Inc.とそのグループ会社の総称）とGRMSが所有するSIRVAグループを統合し、共同経営すること。
- ・会社が所有するBGRSグループ株式をSIRVA Holdings,Inc.に譲渡するとともに、その対価としてSIRVA Holdings,Inc.が新しく発行する優先株式を取得すること。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社リログループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫	延 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬	渕 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リログループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月6日開催の取締役会において、SIRVAグループ（SIRVA Holdings, Inc.とそのグループ会社の総称）を所有するGlobal Relocation and Moving Services, LP（以下、「GRMS」という）と以下について合意することを決議し、同日に合意成立した。

- ・会社が所有するBGRSグループ（BGRS, LLC、BRPS LLC及びBRER SERVICES Inc.とそのグループ会社の総称）とGRMSが所有するSIRVAグループを統合し、共同経営すること。
- ・会社が所有するBGRSグループ株式をSIRVA Holdings, Inc.に譲渡するとともに、その対価としてSIRVA Holdings, Inc.が新しく発行する優先株式を取得すること。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

## 監査報告書

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第55期監査役監査基本方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及びその使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社リログループ 監査役会	
監査役（常勤） 久保谷 美智夫	㊟
監査役（常勤） 岩井 雅之	㊟
社外監査役 櫻井 政夫	㊟
社外監査役 大 毅	㊟

以上

メ モ

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# RELO

株式会社 リロググループ

## 第55期 株主通信

2021年4月1日～2022年3月31日



# 大混乱に挑む「新第三次オリンピック作戦」

2022年3月期業績

税引前利益の今期計画190億円を超過

営業利益・税引前利益・当期利益全ての利益において、過去最高益を更新!!

営業  
利益

185 億円  
前期比+47.7%

税引前  
利益

201 億円  
前期比+50.3%

当期  
利益

156 億円  
前期比+87.0%

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会の混乱は続きながらもワクチンの普及に伴い人々は動き始めました。これは人の移動をサポートする当社グループにとって明るい兆しであります。

我々はこのような環境下でストックビジネスの堅ろう性を再確認するとともに、この大混乱下において拡大するアウトソーシングの大きな流れを捉えることができ、さらなる成長を果たしました。

新第三次オリンピック作戦では  
2025年3月期  
税引前利益 355 億円を目指します!



## 「新第三次オリンピック作戦」 基本戦略

- 国内主力事業「ダントツNo.1<sup>※1</sup>」を確立
- 「第二の成長カーブ<sup>※2</sup>」を全社展開するシステム投資を実施
- 「グローバル・リロケーションカンパニー」への土台作り

※1 営業利益、利用数、マーケットシェアの複数において国内市場でNo.1となること

※2 過去に福利厚生事業にて実現した成功事例と同様に、システム投資を行いユーザビリティの向上による利用関連収益の拡大と業務効率化により、それまでの利益成長率を上回る成長曲線を描けるようになること

引き続き日本企業の生産性向上と世界展開を支援するための基盤を作ってまいります。

# ストックビジネスの強化

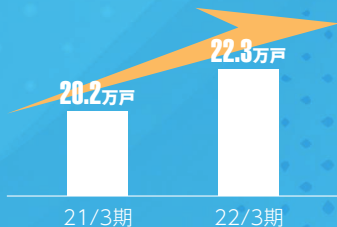
リログループが展開する事業は、B to Bのストックビジネスが中心であり、毎年安定して得られる収益が利益の大半を占めることが最大の特徴です。各事業において、管理戸数や会員数、導入社数といった事業基盤（ストック）から毎年一定の手数料をいただいております。これら手数料収益を毎年積み上げております。新第三次オリンピック作戦では、世界経済の大きな変動に伴うアウトソーシングニーズの高まりをしっかりとキャッチし、安定したキャッシュフローを生み出すストックの積み上げに取り組んでまいります。



## 借上社宅管理戸数

企業が管理する借上社宅に関する業務をアウトソーシングとして代行する戸数

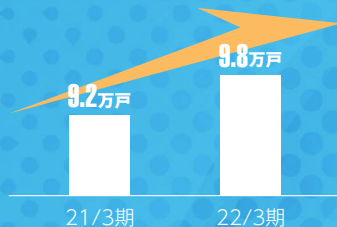
**22.3** 万戸  
+10.2% (前期比)



## 賃貸管理戸数

賃貸物件オーナーが行う賃貸管理の業務をアウトソーシングとして代行する戸数

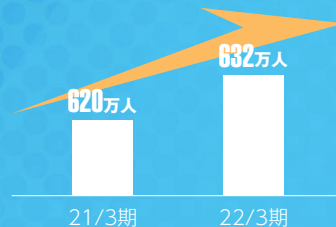
**9.8** 万戸  
+6.4% (前期比)



## 福利厚生倶楽部会員数

企業に勤める従業員を対象とした企業福利厚生に関する業務をアウトソーシングとして代行する人数

**632** 万人  
+1.9% (前期比)



# コロナ禍における事業拡大

## コールセンター業務代行のニーズの高まり

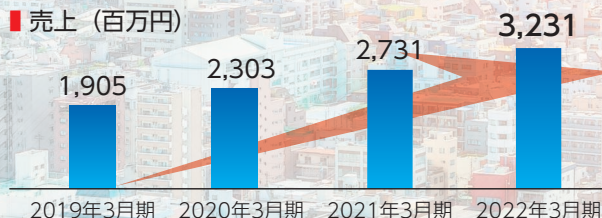
人手不足が課題となっている賃貸管理会社では、民法改正により修繕対応の必要性が高まり、入居者からの問い合わせをいかに受けるかが課題となっております。

リログループのグループ会社である株式会社リロクリエイトが展開する賃貸管理会社向けコールセンター業務代行サービスは、拡大するこれらの社会的ニーズをキャッチし、顧客数を大幅に拡大してまいりました。

### 株式会社リロクリエイト

**設立** 2002年4月1日

**資本金** 5,000万円（株式会社リログループ100%出資）



リログループが展開する賃貸管理会社向けコールセンター業務代行サービスは不動産業界や住宅設備・建物トラブルに特化したコールセンターで、住宅設備・建物構造等の幅広い知識を持ったオペレーターが対応する専門性の高いセンターです。

賃貸管理会社を中心にマンション管理会社やハウスメーカー等、多くの導入実績がございます。

入居者からのお問合せを受電対応し、水漏れ、エアコンの故障、共用部で警報が鳴っているなどのクレームや依頼を一次受けするとともに、業者手配等の対応することで管理会社の業務効率化をサポートいたします。

## コロナ禍で拡大するニーズに寄り添って

コロナ禍でリモートワークが推進されたことにより、管理会社は入居者からの問い合わせ電話を受けることがますます難しくなった一方、入居者も昼間の在宅が増えたことから日中における問い合わせが増加し、電話対応に関する課題が大きくなりました。株式会社リロクリエイトではこれらの変化する社会的課題にもいち早く対応し、管理会社の生産性向上と入居者の生活環境の改善に貢献しております。

今後も様々な課題を抱えている日本企業をサポートすることによりさらなる成長を目指してまいります。

株式会社リロクリエイト 代表取締役 松島 亮太



2022年3月期は  
1株当たり**29円**の配当となりました。

## 株主優待制度のご案内

「リログループ株主優待Club Off」は、国内外の宿泊施設を割安な会員料金でご利用いただけるのをはじめ、レジャー施設や映画・観劇・飲食店の割引など、日常生活でもお楽しみいただける会員限定のお得なサービスです。ぜひご利用ください!

### ■生活を彩るサービスも豊富にラインナップ!



最大**90%OFF** ※1



最大**75%OFF** ※2



最大**50%OFF**



会員優待価格



会員優待価格

### ご登録いただいた会員様へ

国内の宿泊施設や各種サービスメニューが掲載されているガイドブックを送付いたします。ガイドブックではサービスメニューがより魅力的に紹介されています。



詳しくはこちら▼

[https://www.relo.jp/ir/club\\_off.html](https://www.relo.jp/ir/club_off.html)

※画像はイメージです。

※1:VIP会員がホームページ限定「タイムセール」企画500円の宿をご利用の場合

※2:VIP会員が特典をご利用の場合

# 株主総会会場 ご案内図

日時  
2022年6月24日(金曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時30分)

会場  
京王プラザホテル 本館5階  
コンコードボールルーム A  
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

※会場が前回と異なっておりますので、  
右記のご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。



## 交通機関から会場までのご案内

- JR「新宿駅」西口 徒歩7分
- 京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線「新宿駅」 徒歩7分
- 都営大江戸線「都庁前駅」 B1出口すぐ

### ご注意

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の皆様へのお土産の用意はいたしておりません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等を使用した議決権行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願い申し上げます。